（ネットワーク解析研究室の所掌事務）

第二条　ネットワーク解析研究室においては、警察法施行規則第七十七条第二項各号に掲げる事務のうち電子情報処理組織その他の情報通信の技術及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に関する研究に関する事務をつかさどる。

（デバイス解析研究室の所掌事務）

第三条　デバイス解析研究室においては、警察法施行規則第七十七条第二項各号に掲げる事務のうち情報通信機器及び電子機器（電子計算機及びその関連装置を除く。）に関する研究に関する事務をつかさどる。

（研究室長）

第四条　ネットワーク解析研究室にネットワーク解析研究室長を、デバイス解析研究室にデバイス解析研究室長を置く。

２　ネットワーク解析研究室長は、命を受け、ネットワーク解析研究室の事務を掌理する。

３　デバイス解析研究室長は、命を受け、デバイス解析研究室の事務を掌理する。

備考　対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、第三条の規定による改正後の警察庁の定員に関する規則の規定は、令和七年四月一日から適用する。

○原子力規制委員会規則第三号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）及び原子力規制委員会組織令（平成二十四年政令第二百三十号）を実施するため、原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年四月一日

原子力規制委員会委員長　山中　伸介

原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則

原子力規制委員会組織規則（平成二十四年原子力規制委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（企画官、首席技術研究調査官及び上席技術研究調査官） **第十六条**　技術基盤課に、企画官一人、首席技術研究調査官一人及び上席技術研究調査官一人を置く。 ２・３　（略） ４　上席技術研究調査官は、命を受けて、首席技術研究調査官の事務を補佐する。 （放射線環境対策室並びに環境放射能対策官、企画官及び上席放射線防災専門官） **第十八条**　監視情報課に、放射線環境対策室並びに企画官一人及び上席放射線防災専門官二十五人を置く。 ２～６　（略）	（企画官及び首席技術研究調査官） **第十六条**　技術基盤課に、企画官一人及び首席技術研究調査官一人を置く。 ２・３　（略） （新設） （放射線環境対策室並びに環境放射能対策官、企画官及び上席放射線防災専門官） **第十八条**　監視情報課に、放射線環境対策室並びに企画官一人及び上席放射線防災専門官二十四人を置く。 ２～６　（略）
（解析研究室の所掌事務） **第二条**　解析研究室においては、警察法施行規則第七十四条第二項第一号に掲げる事務をつかさどる。 （捜査研修室の所掌事務） **第三条**　捜査研修室においては、警察法施行規則第七十四条第二項第二号に掲げる事務をつかさどる。 （研究室長及び研修室長） **第四条**　解析研究室に研究室長を、捜査研修室に研修室長を置く。 ２　研究室長又は研修室長は、命を受け、解析研究室又は捜査研修室の事務を掌理する。 ［項を加える。］	